

令和6年度

第2回 大洲市総合教育会議

日時：令和6年12月23日（月） 午後3時～

場所：大洲市庁舎 3階第1会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 議 事
 - (1) 議題1 令和6年度主要事業の実施状況
 - (2) 議題2 令和7年度主要施策・事業（案）
 - (3) 議題3 大洲市教育大綱の見直し
 - (4) 議題4 その他
- 4 教育長あいさつ
- 5 閉 会

大洲市 大洲市教育委員会

出席者一覧

構成員（敬称略）

No.	役職	氏名
1	大洲市長	二 宮 隆 久
2	大洲市教育委員会 教育長	櫛 部 昭 彦
3	大洲市教育委員会 教育長職務代理者	山 内 光 郎
4	大洲市教育委員会 委員	渡 邊 ひとみ
5	大洲市教育委員会 委員	吉 岡 恵 一
6	大洲市教育委員会 委員	久米山 雅 美

事務局

【教育委員会事務局】

No.	役職	氏名
1	教育部長	村 上 司
2	教育総務課長	加 納 紀 彦
3	教育総務課学校教育指導監	市 川 努
4	文化振興課長	信 尾 肇 典
5	スポーツ振興課長	脇 坂 剛
6	学校給食センター所長	深 部 一 男
7	教育総務課長補佐	藤 原 優 勝

【市民福祉部】

No.	役職	氏名
8	市民福祉部長	上 野 康 広
9	子育て支援課長	門 多 美千代
10	こども家庭センター所長	沖 野 晃 己

【総合政策部】

No.	役職	氏名
11	総合政策部長	藤 原 貴
12	企画情報課長	井 上 朋 昭
13	企画情報課長補佐	谷 本 晃 一
14	企画情報課専門員	増 田 哲 也
15	総合政策部付専門官	久 保 明 敬

議題1	令和6年度主要事業の実施状況	5
1	水泳授業委託事業〔教育総務課〕	6
2	学校・家庭・地域連携推進事業〔文化振興課〕	7
3	カヌー拠点施設整備事業〔スポーツ振興課〕	9
4	大洲市学校給食センター施設運営手法検討事業〔学校給食センター〕	10
5	第1期「大洲市こども計画」策定業務〔子育て支援課〕	11
6	第2期「大洲市立幼稚園・保育所等再編計画」策定業務〔子育て支援課〕	14
7	こども家庭センターの組織体制〔こども家庭センター〕	17
議題2	令和7年度主要施策・事業（案）	19
1	情報通信環境整備事業〔教育総務課〕	20
2	名勝臥龍山荘庭園保存整備事業〔文化振興課〕	21
3	郷土の先哲顕彰事業及び企画展「長浜再発見（仮称）」〔文化振興課〕	22
4	カヌー拠点施設整備事業〔スポーツ振興課〕	23
5	大洲市学校給食センター施設運営手法検討事業〔学校給食センター〕	24
6	三善・八多喜地区認定こども園施設整備事業〔子育て支援課〕	25
7	徳森認定こども園施設整備事業〔子育て支援課〕	28
議題3	大洲市教育大綱の見直し	31

空 白

議題 1 令和 6 年度主要事業の実施状況

※ 第 1 回会議資料からの変更箇所は、赤文字・赤記号で記載

1 水泳授業委託事業 〔教育総務課〕

目 的	事業概要		
小中学校のプール18施設のうち、14施設が建設後40年以上経過し、老朽化が進行している状況である。 令和2年度に策定した「大洲市学校施設長寿命化計画」では、長寿命化改修等を実施することで「建設後80年」の使用を目指すとともに、プールの統廃合等による適正な配置や規模を検討することとしている。 このため、令和7年度の同計画の見直しに向けて、民間プールを活用した水泳授業の実証事業を実施し、その効果や課題を整理することで、児童生徒の安全で効果的な水泳授業の在り方等を検討する。	【実施校】 ・大洲小1、2年生（4クラス 82人） 各学年：6回 ・久米小1～6年生（6クラス126人） 各学年：6回 ・大洲東中1～3年生（3クラス 61人） 各学年：4回 【実施場所】 ・株式会社MESSA （メッサスポーツクラブ：西大洲） 【実施内容】 学習指導要領に基づく水泳授業を、教職員と民間施設のインストラクターが実施する（習熟度別グループ指導等の対応可能）。 【授業時間】 ・1回当たり2時間（送迎・着替え含む） ※ 学校から民間プールまでは、スクールバスの臨時便で送迎する。		
<table border="1"> <tr> <td>予 算 額</td><td>3, 0 4 4 千円</td></tr> </table>	予 算 額	3, 0 4 4 千円	
予 算 額	3, 0 4 4 千円		

実施状況												
項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
① 水泳授業委託業者及び学校との調整並びに業務委託締結（済）		●→										
② 水泳授業委託の実施		●→										
③ アンケート調査実施								●→				
④ 実証事業報告書作成									●→			
⑤ 長寿命化計画（プール）の見直し検討〔令和7年度〕												➡

目 的

学校・家庭・地域が連携・協働し、地域住民等の参画による地域の実情に応じた取組を積極的に行い、様々な教育支援活動を推進する。

事業概要

1 地域学校協働活動

小学校や中学校内に「地域学校協働活動本部」を設置し、地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）が学校・地域・行政との連絡調整を行い、学校及び地域の要望に応じた活動を支援する。

- ・大洲小学校地域学校協働活動本部
 - ・久米小学校地域学校協働活動本部
 - ・大洲南中学校地域学校協働活動本部
 - ・喜多小学校地域学校協働活動本部
 - ・平小学校地域学校協働活動本部
 - ・大洲北中学校地域学校協働活動本部
 - ・平野小・中学校地域学校協働活動本部
 - ・菅田小・肱東中学校地域学校協働活動本部
 - ・新谷小・中学校地域学校協働活動本部
 - ・粟津小・三善小・大洲東中学校地域学校協働活動本部
 - ・長浜小・中学校地域学校協働活動本部
 - ・肱川小・中学校地域学校協働活動本部
 - ・河辺小学校地域学校協働活動本部
- 全13本部

2 放課後子ども教室

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、学校の余裕教室等を活用した支援活動を実施する。

(1) 上須戒放課後子ども教室（喜多小学校区上須戒地区）

- ・読み聞かせ、体験活動など

(2) 平野放課後子ども教室（平野小学校区）

- ・俳句、運動、音楽など

(3) 河辺放課後子ども教室（河辺小学校区）

- ・読み聞かせ、科学体験教室など

3 家庭教育支援（チーム活動） ※大洲子育てサポート“そよ風”

保護者等への家庭教育に関する情報や学習機会の提供及び個別相談対応等の家庭教育支援活動を実施する。

4 えひめ未来塾（平野地区）

家庭での学習が困難な児童・生徒又は学習習慣が十分身に付いていない児童・生徒に対して、教員OBや地域住民等の協力を得て学習教室を開催し、学習支援を実施することで、学習の遅れや学習習慣の定着を図るもので、「ひらの未来塾」による、学習支援員を中心にボランティア（地元出身の高校生・大学生等）を活用し、長期休業中に小中学生を対象に学習支援の取組を行う。

予 算 額

1 地域学校協働活動	12,381 千円
2 放課後子ども教室	2,216 千円
3 家庭教育支援（チーム活動）	3,394 千円
4 えひめ未来塾	126 千円
計	18,117 千円

実施状況

1 地域学校協働活動

項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
① 各本部での活動	●									→	→	→
② 第1回学校・家庭・地域連携推進事業連絡協議会			●	→								
③ 大洲市コミュニティ・スクールふれあい懇談会					●	→						
④ 第2回学校・家庭・地域連携推進事業連絡協議会（予定）											●	→

2 放課後子ども教室

項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
① 上須戒放課後子ども教室の活動	●									→	→	→
② 平野放課後子ども教室の活動		●	→	→		●	→	→	→	→	→	→
③ 河辺放課後子ども教室の活動	●									→	→	→

3 家庭教育支援（チーム活動） ※大洲子育てサポート “そよ風”

項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
① 活動	●									→	→	→
・相談対応 … 電話・来所・家庭訪問・事務所訪問 ・啓発活動 … 毎月(約4,450部)「そよ風通信」の発行 ・幼児期・学童期学習講座（市内小学校、児童館、児童センター）												

4 えひめ未来塾 ※ひらの未来塾

項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
① 活動（夏休み期間の11日間／午前・午後2時間ずつ実施）				●	→							
<参加数及び参加率> 参加延べ人数：小学生 312人 中学生 53人 合計 365人 参加率 :小学生 59.4% 中学生 24.3% 小中学生の合計 47.2%												

3 カヌー拠点施設整備事業 [スポーツ振興課]

目 的

令和8年4月の供用開始を予定している「肱南地域交流センター」の複合施設として整備するカヌー施設については、カヌー艇庫やイベントスペース、オープンテラスを併設し、カヌーやサップのみならず市民や観光客、誰もが利用しやすい体験交流型の拠点施設として整備していくことを目指す。

事業概要

【管理運営体制の構築】

単なるカヌー艇庫に留まらず、魅力あふれる施設となるよう、地域住民の理解、承認を得ながら、「市、河川・公園管理者、肱川かわまちづくり協議会、県カヌー協会、大洲カヌー同好会、マルシェ団体、大洲高校」など多岐にわたる関係団体と連携を図りながら進めていく。

予 算 額

－ 千円

（調査研究項目）

- ・管理運営が可能な組織、団体等の把握について
- ・指定管理者制度の導入について
- ・施設使用料の設定について
- ・オープンテラスの活用について
- ・イベント立案やテナント契約について
- ・オリジナルグッズの販売について
- ・施設の愛称について

実施状況

項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
① 全体構想案の検討				●→								
② 庁内外WG設置 ～ 管理運営の在り方について検討 ● 大洲河川国道事務所、都市整備課、観光まちづくり課と合同又は個別に1～3回協議を行い、管理運営の在り方等について検討					●→							
③ 上記調査研究項目をまとめた「カヌー拠点施設管理運営構想案」の作成 ● 管理運営が可能な組織、団体等の把握については、スポーツ関係団体やカヌー関係団体と、オープンテラスの商業的な利活用の観点も含めて、意見交換を行うとともに広く情報収集に努める。										●→		

令和7年度

- ・管理運営体制決定
- ・設置条例、使用料金等の制定
- ・愛称募集、決定

- 6月 設置及び管理等に関する条例、会場使用料の設定（議決）
指定管理者の募集
- 9月 指定管理者の決定（議決）
施設の愛称募集、決定（しろしたカヌー館？ しろしたテラス？）
管理運営体制の構築

令和8年度

供用開始

4 大洲市学校給食センター施設運営手法検討事業 [学校給食センター]

目 的	事業概要		
P F I 手法により施設の設計・建設・維持管理・運營業務を実施している大洲市学校給食センターが、令和9年3月末で契約期間満了となる。 このことから、令和5年度において次期事業に向けて現行P F I 事業の事後評価を行うとともに、事業方式及び事業スキーム等の検討を行ったところである。 令和6年度では、コンサルタントの支援を受けながら、次期後継事業の施設維持管理・運営手法（大規模修繕の検討を含む）の検討を行うなど、後継事業の基本方針を策定する。	現行P F I 事業の事後評価を踏まえ、次期事業の事業方式・スキームの構築等を検討したところであり、次期事業の導入可能性調査及び事業手法の総合評価を実施するとともに、事業選定に向けた募集手続き・スケジュールを整理する。 また、市が実施した事業事後評価及び事業方式・スキームの検討結果についてS P C（株大洲学校給食P F I サービス）と共有し、意見交換を行う。 さらに、現行P F I 事業契約終了後の次期事業者への円滑な引継に向けて、協議・調整を図る。		
	<table border="1"> <tr> <td>予 算 額</td><td>5, 0 2 7 千円</td></tr> </table>	予 算 額	5, 0 2 7 千円
予 算 額	5, 0 2 7 千円		

実施状況

項目（以下、受託事業者の「次期事業の在り方検討業務事業計画書」より抜粋）	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
● 業務期間（R6.6.28～R7.3.31） ● 中間報告（①R6.10.31 ②R7.1.31）					①			②		
1 事業条件の整理										
① S P C 側からの課題等の確認										
② 維持管理状況確認等（S P C・構成企業ヒアリング）										
2 事業スキームの構築支援										
○ 想定される事業手法抽出、事業手法の評価・事業範囲・事業期間・リスク分担・事業スケジュール・改修等支払方法の検討、法制度上の課題等の整理、事後評価等の実施支援										
3 市場調査の実施										
① 事業概要書作成										
② 市場調査（調査実施・結果整理）										
4 事業費の算定										
① 前提条件の整理										
② 見積徴収（調査実施・結果整理）、事業費算定										
③ V F M 算定										
5 事業手法の総合評価（市内部での事業手法の意思決定）										
6 募集手続、スケジュール検討										
7 庁内合意形成支援（●業務打合せ・協議）										

5 第1期「大洲市こども計画」策定業務〔子育て支援課〕

目 的

大洲市における「こどもまんなか社会」を実現するため、国のこども大綱及び愛媛県のこども計画を勘案した「大洲市こども計画」を策定する。

少子化対策大綱

子供・若者育成支援大綱

子供の貧困対策に関する大綱

一元化

こども大綱
(勘案) → 愛媛県こども大綱
(勘案) → 大洲市こども計画

また、子ども・子育て支援法第62条第2項、第3項に基づく第2期大洲市子ども・子育て支援事業計画が令和6年度に最終年度を迎えることから、「大洲市こども計画」に包含する形で次期計画(R7～R11)の策定を行う。

こども計画

子どもの貧困対策計画

子ども・若者計画

子ども・子育て支援事業計画

次世代育成支援行動計画

事業概要

- (1) アンケート調査により、子どもや若者の生活実態や行政ニーズを把握、分析する。
- (2) 庁内に「こども計画策定委員会」を設置し、必要となる資料の作成、事業量推計、目標量の設定等を行う。
- (3) 上位計画、関連計画との整合を図った上で、本市の実情に応じた計画を策定する。

予 算 額

8, 5 9 2 千円

実施状況

項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
① アンケート調査実施	●	→										
② アンケート結果分析・事業量の見込み等作成		●	→									
③ 計画骨子案作成				●	→							
④ 子ども・子育て会議で意見聴取(3回)				●	→	●	→	●	→			
⑤ 計画案作成、全員協議会説明								●	→			
⑥ パブリックコメント										●	→	
⑦ 子ども・子育て会議で経過説明											●	→
⑧ 計画公表												●

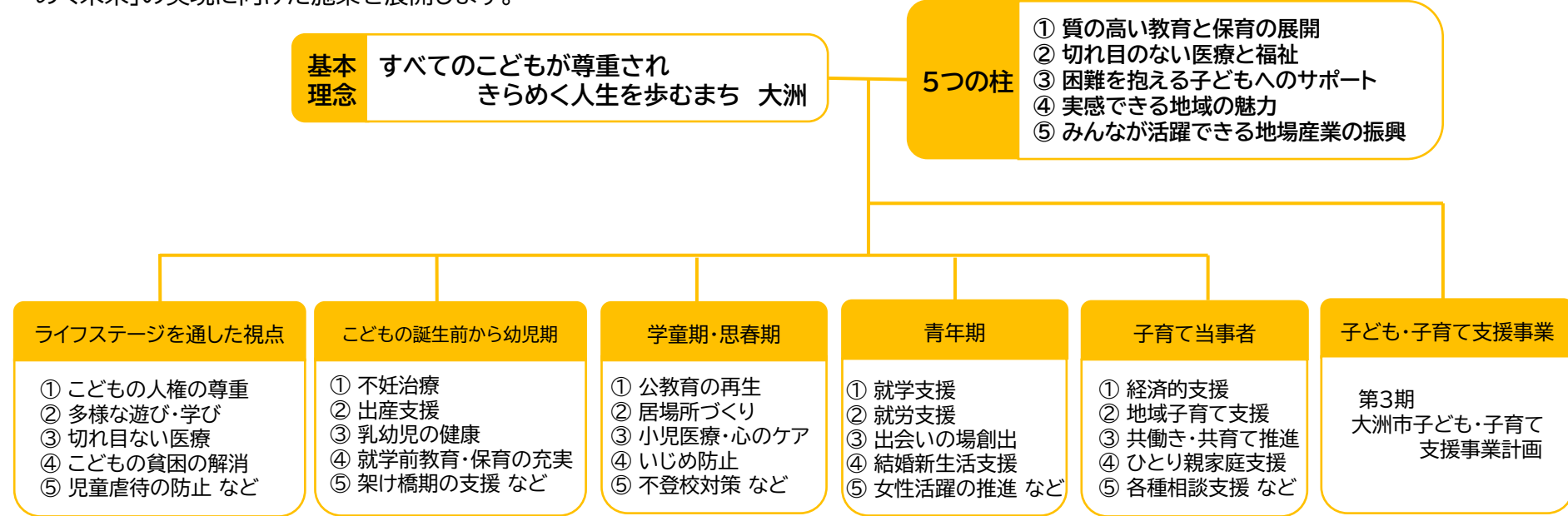
大洲市こども計画の策定について

1 計画策定の趣旨

国が令和5年4月に施行した『こども基本法』第10条の規定に基づき、大洲市における全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境などにかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現させるため、「こども大綱」（令和5年12月策定）及び愛媛県こども計画を勘案して策定するものです。

2 計画の体系

本計画は、「すべてのこどもが尊重され きらめく人生を歩むまち 大洲」を基本理念とし、「大洲市総合計画」及び「大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における子育て行政の実施計画として、第3期大洲市子ども・子育て支援事業計画を包含して策定し、本市のこどもの「きらめく未来」の実現に向けた施策を展開します。



大洲市こども計画の策定について

3 計画の期間

この計画の期間は、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づき、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。
なお、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況、成果について、年度ごとに分析・評価をしていきます。

	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
国		こども基本法施行(4月) こども大綱策定(12月)						
愛媛県				愛媛県こども計画				
大洲市	第2期 大洲市子ども子育て支援事業計画			大洲市こども計画				

4 計画策定のスケジュール

年 月 日	会 議 名	内 容
令和5年7月13日	令和5年度 第1回子ども・子育て会議	大洲市こども計画の策定について
令和6年3月21日	令和5年度 第2回子ども・子育て会議	計画策定に係るアンケート調査について
令和6年5月1日～5月15日		大洲市こども計画策定に関するアンケート調査
令和6年7月11日	令和6年度 第1回子ども・子育て会議	大洲市こども計画(骨子案)について
令和6年9月26日	令和6年度 第2回子ども・子育て会議	大洲市こども計画(素案)について
令和6年11月21日	令和6年度 第3回子ども・子育て会議	大洲市こども計画(案)について
令和6年11月25日	議員全員協議会	大洲市こども計画(案)の概要説明
令和6年12月18日～令和7年1月18日		パブリックコメント実施
令和7年2月27日	令和6年度 第4回子ども・子育て会議	答申
令和7年3月		大洲市こども計画策定

6 第2期「大洲市立幼稚園・保育所等再編計画」策定業務〔子育て支援課〕

目 的	事業概要
大洲市幼稚園・保育所再編計画が令和6年度に最終年度を迎えることから、幼稚園・保育所等の利用状況、推計分析を行い、第3期大洲市子ども・子育て支援事業計画との整合を図り、適正な施設配置により第2期計画（R7～R16）を策定する。	(1) 老朽化施設の改築 東大洲こども園の改築時期を明確化するとともに、送迎用駐車場の効率的利用可能な用地の選定に努める。 (2) 民間施設との協働 今後の更なる少子化の進展下においても、民間施設の運営が持続可能なよう配慮し、公立施設のスリム化を図る。 (3) 保育の質とサービスの向上 適切な規模での集団保育を行うことで、生きる力の基礎を培う環境を整備し、また、保育に係るマンパワーを集積させることで、保育の質とサービスの向上を目指す。 (4) その他の子育て支援施策拡充 ○ 施設整備に合わせて、医療的ケア児の受け入れ体制を整備する。 ○ 幼稚園・こども園における学校給食から幼児用給食への転換、保育所での主食提供等を検討する。
予 算 額	－ 千円

実施状況												
項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
① 再編方針の検討	●	→	→	→								
② 計画方針案作成				●	→							
③ 子ども・子育て会議で意見聴取(3回)				●	→	→	→	→				
④ 計画案作成、全員協議会説明								●	→			
⑤ パブリックコメント									●	→		
⑥ 子ども・子育て会議で経過説明											●	→
⑦ 計画公表												●

第2期 大洲市立幼稚園・保育所等再編計画について

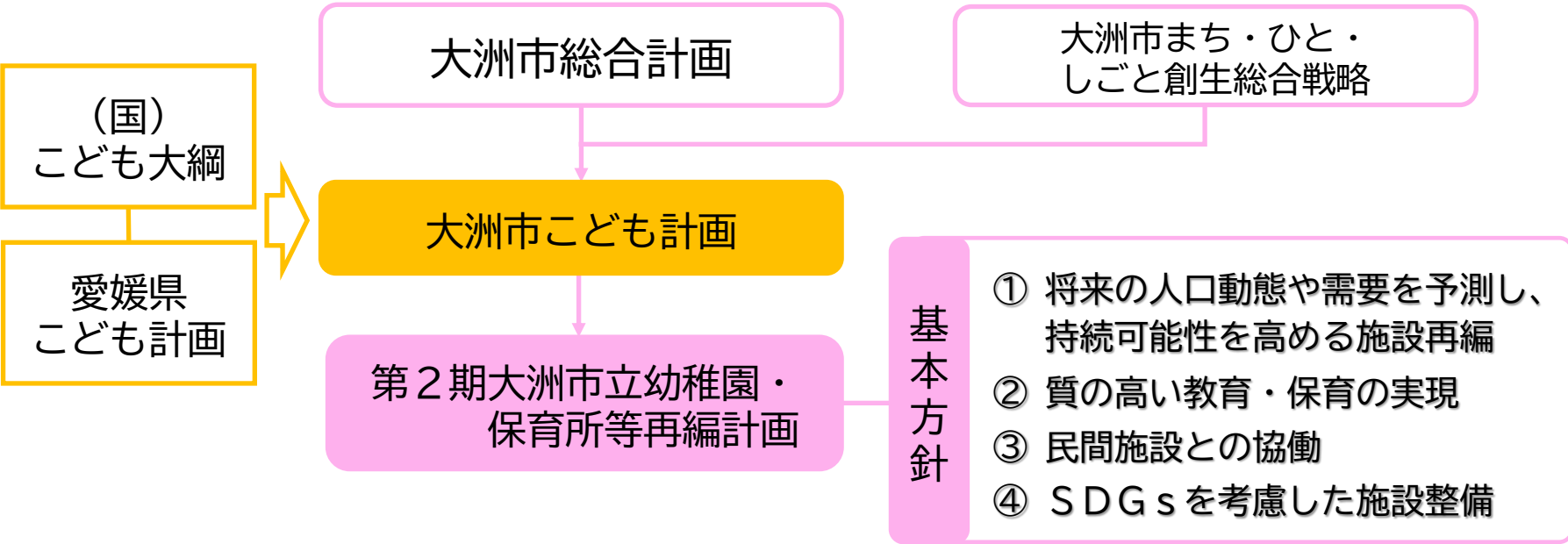
1 計画策定の趣旨

近年の人口減少や少子化の進展により、本市の公立就学前施設では、慢性的な保育士不足や、利用児童数の減少といった問題が顕在化しています。

このことは、内閣府、厚生労働省及び文部科学省が示す「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」に謳われている多くの友達と関わり、様々な体験を重ねる中で育まれる共同性や道徳性、規範意識の芽生えなど、こども一人ひとりの資質や能力を磨き、生きる力の基礎を培う観点からも、非常に重要かつ対応が急がれる課題となっています。

本計画は、これらの課題に対応するため、本市が推進する就学前施設の認定こども園化に向けて、既存の幼稚園及び保育所の再編、統合、整備の方針を明らかにするため策定するものです。

2 計画の位置づけ



第2期 大洲市立幼稚園・保育所等再編計画について

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間とします。
なお、計画期間中において、社会経済情勢や児童数等に大幅な変化が確認された場合など、必要に応じて計画の見直しを行います。



4 計画策定のスケジュール

年 月 日	会 議 名	内 容
令和5年7月13日	令和5年度 第1回子ども・子育て会議	第2期再編計画の策定について
令和6年3月21日	令和5年度 第2回子ども・子育て会議	計画策定に係るアンケート調査について
令和6年5月1日～5月15日		大洲市こども計画策定に関するアンケート調査
令和6年7月11日	令和6年度 第1回子ども・子育て会議	アンケート結果の報告について
令和6年9月26日	令和6年度 第2回子ども・子育て会議	第2期再編計画の概要について
令和6年11月21日	令和6年度 第3回子ども・子育て会議	第2期再編計画(案)について
令和6年11月25日	議員全員協議会	第2期再編計画(案)の概要説明
令和6年12月18日～令和7年1月18日		パブリックコメント実施
令和7年2月27日	令和6年度 第4回子ども・子育て会議	答申
令和7年3月		第2期 大洲市立幼稚園・保育所等再編計画策定

7 こども家庭センターの組織体制 [こども家庭センター]

目 的

「こども家庭センター」は、次の3つの機能を一体化した、妊娠期から子育て期における子育て支援の総合相談窓口

- 保健センター … 子育て世代包括支援センター、母子保健事業
- 子育て支援課 … 家庭相談、ひとり親支援、ファミリーサポートセンター
- 教育総務課 … こども発達支援

妊娠期



出産期



子育て期



事業概要

- <主な業務>
- 児童及び妊産婦の福祉や母子保健の相談
 - 保健指導、健康診査等の母子保健事業
 - 要支援ケースの把握、情報提供、必要な調査、指導等
 - 支援を必要とする子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成
 - 関係機関等との総合調整
 - 地域資源の開拓

情報・課題の共有 様々な支援策の提供

- <母子健康係>
- 不妊治療費助成
 - 母子健康手帳の交付
 - こんにちは赤ちゃんクラブ（母親学級）
 - 赤ちゃん訪問 ○出産子育て応援給付金
 - 産後ケア ○乳幼児健診
 - 育児相談（来所相談・電話相談）など

- <家庭相談係>
- 児童扶養手当
 - ひとり親家庭支援
 - 子育て・家庭相談
 - 児童虐待・ヤングケアラー相談
 - DV・女性保護相談 など

- <ファミリーサポートセンター>
- 「子育ての手助けをしてほしい人」と「子育てのお手伝いをしたい人」が会員となって子育てを助け合う活動
- 保育施設や教育施設等への送迎
 - 外出時の預かり など

- <発達支援係>
- 幼児の言葉や発達の相談
 - 5歳児健康発達調査
 - 学校生活や子育てについての相談
 - 巡回相談（専門家が園や学校などを巡回し、アドバイスをする）
 - 家族支援のための講座 など

令和6年度 こども家庭センター活動実績

令和6年10月末現在

業務名	件数	金額
不妊治療費等補助事業	105件	2,272,592円
妊活支援補助金	7件	194,400円
先進医療不妊治療費補助金	21件	941,000円
不妊治療に係る交通費補助金	49件	122,500円
不妊治療費補助金	28件	1,014,692円
出産・子育て応援交付金	217件	10,850,000円
出産応援交付金	106件	5,300,000円
子育て応援交付金	111件	5,550,000円
産後ケア事業	18件	398,300円
宿泊型	10件	279,000円
日帰り型	7件	109,800円
訪問型	1件	9,500円
母子手帳の交付	121件	双子 3件含む

業務名	件数	金額
児童扶養手当	383件	95,394,570円
全額支給	196件	62,104,760円
一部支給	161件	33,289,810円
支給停止	26件	—
子育て・家庭相談		
虐待相談	20件	
その他相談	5件	
対応延べ相談件数	99件	
ファミリーサポートセンター活動	130件	
発達相談		
巡回相談	69件	延べ160件
個別相談	41件	

議題2 令和7年度主要施策・事業（案）

※ 令和7年度当初予算要求時の内容（R7.11.12時点）

1 情報通信環境整備事業 〔教育総務課〕

現状・目的				事業概要	
G I G Aスクール構想により整備された1人1台端末が令和7年度に更新時期を迎える。引き続き個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させること等を目指すため、N E X T G I G A（G I G A第2期）において1人1台端末の更新を行う。				愛媛県教育委員会及び愛媛県内の市町教育委員会（学校組合教育員会を含む）で構成される「愛媛県G I G Aスクール推進協議会」を設置し、愛媛県全域での共同調達を行う。	
				【購入台数】 ○ 小学校：1,707台 ○ 中学校：1,030台 ○ 予備機：410台 （小学校256台、中学校154台を予定） 【補助内容】 ○ 対象数量：全児童生徒数＋予備機（上限15%） ○ 補助率：補助対象経費の2/3（定率補助） （1台当たり上限5.5万円） ※ 自治体ごとの事業総額の2/3を補助、残りの1/3の経費は自治体負担（地方財政措置）	
事業費	小学校	147,697千円	令和7年度 当初予算要求		
	中学校	89,085千円			

想定スケジュール												
項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
① 入札（愛媛県で入札を実施、業者決定）												
② 各市町において随意契約（仮契約締結）												
③ 6月議会において議決後本契約締結												
④ 納入（大洲市）												
⑤ 納入完了予定（県内全市町）												●

2 名勝臥龍山莊庭園保存整備事業〔文化振興課〕

現状・目的

国指定名勝「臥龍山莊庭園」の適切な保存を図っていくため、令和6年3月に策定した「名勝臥龍山莊庭園保存活用計画」に基づいて、断続的に整備事業を実施する。

事業概要

保存活用計画は全体の事業期間を3期に分け、最初の5年間で第1期計画として修復工事を実施するもので、石垣や構造物の修復工事、植栽整備工事など、種々の整備工事を実施する予定としている。

令和7年度は「路次門（ろじもん）」の修復工事、石造物の修復工事、植栽整備工事の3つの工事を計画している。

1 路次門修復工事

庭園内に入るところの潜り門で、近年、損傷が著しくなったことから修理を実施するもので、一度解体して製作技術や材質を調査したうえで、全面的な修理を行う。

2 植栽整備工事

臥龍山莊内の不老庵など建物周りの樹木が繁茂し、倒木あるいは落枝により観覧者及び建物に影響を及ぼす危険性があることから、高木類を中心とした剪定等の植栽整備を行う。

3 石造物修復工事

庭園内の石灯籠や手水鉢といった石造物に、割れや傾きなどの損傷が見られることから、計6基の石造物について修理を行う。

事業費

2,181千円

令和7年度当初予算要求

想定スケジュール

項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1 路次門修復工事												
① 解体・調査												
② 修復・設置												
2 植栽整備工事												
○ 高木類剪定												
3 石造物修復工事												
① 石灯籠修復												
② 景石修復												
③ 延段修復												

3 郷土の先哲顕彰事業及び企画展「長浜再発見（仮称）」〔文化振興課〕

現状・目的	事業概要						
明治維新以降、生糸、緑茶、絹物は日本の輸出品の主力で横浜港や神戸港から輸出された。こうした輸出品で発展する神戸において製茶や木蠟、のちに樟腦の貿易に力を注いだのが池田貫兵衛である。令和7年度は、池田貫兵衛を中心に貫兵衛とともに貿易商として活躍した河内寅次郎を含め、その足跡や業績を取り上げ、広く大洲市民が郷土出身の先哲について学習できる機会を提供する。 また、令和7年は長浜大橋の開通、国鉄が大洲まで延伸して90年を迎えることから、江戸時代以降の長浜の歴史や長浜大橋のほか、長浜の発展に尽力した西村兵太郎を合わせて展示紹介することで、大洲市民や観光客が港町として栄えた長浜の歴史を学び、触れる機会を創出する。	1 郷土の先哲顕彰事業 市立博物館において特別展「池田貫兵衛と河内寅次郎（仮称）」（10月～12月を予定）を開催するとともに、市内小中学校への先哲顕彰パネル展や出前学習会を実施する。 2 企画展「港町長浜再発見（仮称）」 市立博物館において、長浜の歴史を紹介する企画展（7月～9月を予定）を開催する。また、企画展開催に併せて関連講座を開催する。 <table><tr><td rowspan="2">事業費</td><td>1</td><td>1, 3 3 4千円</td><td rowspan="2">令和7年度 当初予算要求</td></tr><tr><td>2</td><td>5 4 2千円</td></tr></table>	事業費	1	1, 3 3 4千円	令和7年度 当初予算要求	2	5 4 2千円
事業費	1		1, 3 3 4千円	令和7年度 当初予算要求			
	2	5 4 2千円					

想定スケジュール														
項目	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1 郷土の先哲顕彰事業														
① 資料調査及び出前学習会協力依頼														
② 資料調査及びポスター、チラシ、図録作成														
③ 特別展開催														
④ 小中学校パネル展及び出前学習会の開催														
2 企画展「港町長浜再発見（仮称）」														
① 資料調査														
② ポスター、チラシ、パンフレット作成														
③ 企画展開催														
④ 関連講座の開催														

4 カヌー拠点施設整備事業 [スポーツ振興課]

現状・目的	事業概要
令和8年4月の供用開始を予定している「肱南地域交流センター」の複合施設として整備するカヌー施設については、カヌー艇庫やイベントスペース、オープンテラスを併設し、カヌーやサップのみならず市民や観光客、誰もが利用しやすい体験交流型の拠点施設として整備していくことを目指す。	カヌー艇庫（拠点施設）を整備することで、地域の活性化を図り、肱川の風光明媚な魅力ある自然を広く情報発信するとともに、カヌーを活用した新たな交流人口の拡大などに繋げる。 また、管理・運営については、住民や観光客に対するニーズに効果的・効率的に対応し、サービスの向上や経費節減等に努めるため、指定管理者制度を導入する。

事業費及び事業費内訳 (令和7年度当初予算要求)

■事業費	10,653千円(令和7年度当初予算要求)
■内 訳	【指定管理者導入経費】 ・ 選定審査会委員謝礼、費用弁償 (35,400円) 【施設整備費用】 ・ 整備にかかる消耗品費 (500,000円) ・ インターネット回線工事費用等 (35,530円) ・ 火災保険料 (3,026円) ・ 備品購入費 (10,078,310円)

想定スケジュール

項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
① 庁内外WGでの協議 ● 大洲河川国道事務所、都市整備課、観光まちづくり課等の関係団体と、スポーツ、観光、コミュニティなど、様々な視点をもって管理運営の在り方について協議を重ね深めていく。 ※ 施設名検討(しろしたカヌー館? しろしたテラス?)												
② 告示、ホームページ、募集要項等配布												
③ 選定審査会設置												
④ 公募説明会の開催												
⑤ 申請書類の受付期間												
⑥ 「設置及び管理等に関する条例」の議決(6月議会)												
⑦ 選定審査会(プレゼン)による候補者の選定												
⑧ 候補者の発表												
⑨ 指定管理者の議決(9月議会)												
⑩ 指定管理者協定締結～R8当初予算要求(指定管理者経費)												

➡令和8年度供用開始

5 大洲市学校給食センター施設運営手法検討事業 [学校給食センター]

現状・目的			事業概要	
P F I 手法により施設の設計・建設・維持管理・運営業務を実施している大洲市学校センターが、令和9年3月末で契約期間満了となる。 このことから、令和6年度においてコンサルタントの支援を受けながら、次期事業の施設維持管理・運営手法（大規模修繕の検討を含む）の検討を行うなど、後継事業の基本方針を策定している。 令和7・8年度年度では、引き続きコンサルタントの支援を受けながら、施設及び設備、調理機器等の現状把握と長期修繕計画を確認するとともに、次期事業者の公募及び選定、事業契約書の締結に至るまで円滑な事業引継を実施する。			1 次期事業者選定 施設及び設備、調理機器等の現況や、関係者の意見を踏まえた基本方針により事業者の募集及び選定、事業の契約締結に至るまで円滑に実施する。 なお、事業者の選定に当たっては、学校給食運営の合理化を図るため、最新の知識と技術及び豊富な経験に基づく事業計画の提案を事業者から受け、企画力等を選定基準により審査した上で決定する。 2 現行P F I 事業終了の対応 現行P F I 事業者から提出する長期修繕計画、設備機器等台帳、竣工図書を確認するとともに、終了時モニタリング項目を精査のうえ、必要な補修・更新について、終了前引渡前補修計画の実施の確認を含め後継事業者への円滑な引継を実施する。	
事業費	16,390千円	令和7・8年度債務負担要求		

想定スケジュール																					
項目	令和7年度								令和8年度												
	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
1 次期事業者選定対応																					
① 事業者募集条件の検討（精査）																					
② 事業費の検討																					
③ 事業者募集書類の作成																					
④ 入札公告																					
⑤ 事業者選定																					
⑥ 審査・事業者決定																					
⑦ 契約締結																					
⑧ 事業者選定委員会																					
2 現行P F I 事業終了の対応																					
① 設備機器等台帳、竣工図書の協議・確認																					
② 修繕・更新の実施、確認（終了前検査）																					
③ 業務引継																					
④ 施設引渡し																					

24

6 三善・八多喜地区認定こども園施設整備事業 【子育て支援課】

現状・目的			事業概要				
「大洲市立幼稚園・保育所再編計画」に基づき、平成30年7月豪雨により被災した三善保育所と老朽化の著しい粟津保育所を統合するとともに、国の「こども誰でも通園制度(仮称)」への対応を視野に入れた認定こども園として、令和8年度の開園を目指す。			1 整備概要				
			所 在 地	八多喜町甲177-1	機 能	一時預かり事業	
			敷地面積	1,765.52㎡	完成時期	令和7年11月頃	
			延床面積	591.67㎡	開園時期	令和8年4月	
			利用定員	50人			
			2 これまでの施設整備状況				
			令和4年度	用地取得・物件補償・造成設計			
			令和5年度	造成工事・実施設計			
			令和6・7年度	建設工事			
事業費	7,478千円	令和7年度当初予算要求					

スケジュール（令和6年度）												
項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
① 建設工事												
② 愛称決定「なかよしこども園」												

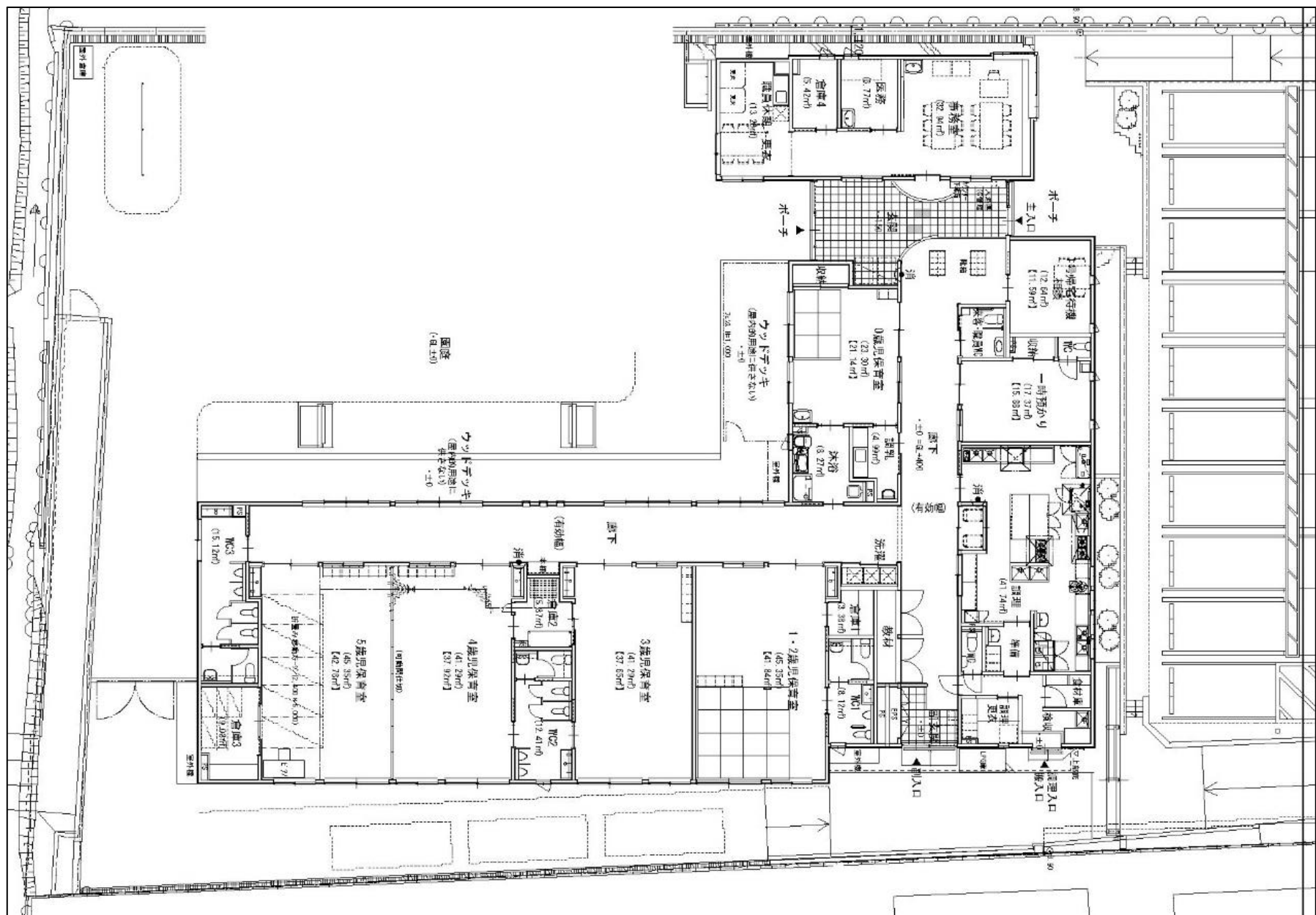
想定スケジュール（令和7年度・令和8年度）													
項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
① 建設工事													
② 県への認可申請													
③ 条例改正													
④ 落成式													
⑤ 備品搬入													
⑥ 「八多喜こども園（なかよしこども園）」開園													●

※ 令和7年度中に新施設に移転、粟津保育所として開設（プレオープン）可能かどうか県に確認中

■パース図



三善・八多喜地区認定こども園(仮称) 完成予想図



7 徳森認定こども園施設整備事業 〔子育て支援課〕

現状・目的			事業概要				
「大洲市立幼稚園・保育所再編計画」に基づき、老朽化の著しい徳森保育所を新築し、多様なニーズに応えるため認定こども園化すると共に、医療的ケア児の受入れ及び公立就学前施設への給食搬出機能を備えた施設として、令和8年度の開園を目指す。			1 整備概要				
			所在地		徳森2632-103	機能	医療的ケア児受入れ
			敷地面積		2,421.34㎡		給食搬出
			延床面積		803.90㎡	完成時期	令和8年1月頃
			利用定員		70人	開園時期	令和8年4月
			2 これまでの施設整備状況				
			令和5年度		用地取得・基本設計・実施設計		
			令和6・7年度		建設工事		
事業費			9,663千円	令和7年度当初予算要求			

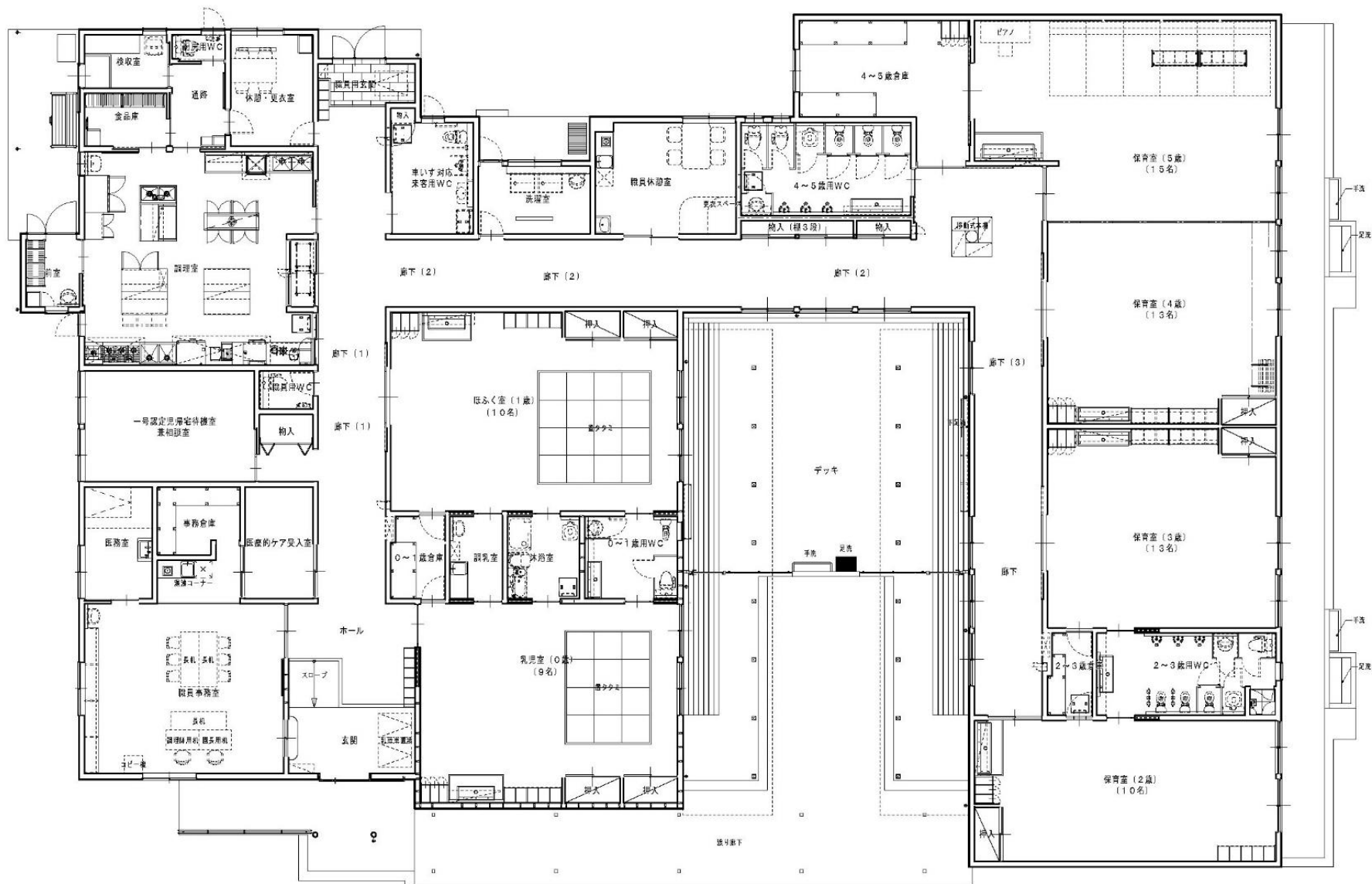
スケジュール（令和6年度）												
項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
○ 建設工事												

想定スケジュール（令和7年度・令和8年度）													
項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
① 建設工事													
② 医療的ケア児ガイドライン策定													
③ 県への認可申請													
④ 条例改正													
⑤ 落成式													
⑥ 備品搬入													
⑦ 「徳森こども園」開園													●

■パース図



■平面図



議題3 大洲市教育大綱の見直し

- 「大洲市教育大綱」の期間（令和4年度～令和7年度）
- 令和7年度に、「大洲市総合教育会議」において、次期大洲市教育大綱の策定に向けた協議、調整を行う。
- 策定に当たっては、国の「教育振興基本計画（R05～R09）」を参酌するとともに、令和7年度から2か年で策定を行う次期の「第3次大洲市総合計画」と整合を図る。

「教育大綱」の概要

「教育大綱」は、地方教育行政制度の改革に伴い、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）」において新たに規定されたもの。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

趣 旨

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行う。

概 要

1 教育行政の責任の明確化

- ① 教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置く。（13条関係）
- ② 教育長は、首長が議会同意を得て、直接任命・罷免を行う。（4条、7条関係）
- ③ 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。（13条関係）
- ④ 教育長の任期は、3年とする（委員は4年）。（5条関係）
- ⑤ 教育委員から教育長に対し教育委員会会議の招集を求めることができる。（14条関係）
また、教育長は、委任された事務の執行状況を教育委員会に報告する。（25条関係）

2 総合教育会議の設置、大綱の策定

- 首長は、総合教育会議を設ける。会議は、首長が招集し、首長、教育委員会により構成される。（1条の4関係）
- 首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定する。（1条の3関係）
- 会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行う。調整された事項については、構成員は調整の結果を尊重しなければならない。（1条の4関係）

3 国の地方公共団体への関与の見直し

- いじめによる自殺の防止等、児童生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを明確化するため、第50条（是正の指示）を見直す。（50条関係）

4 その他

- 総合教育会議及び教育委員会の会議の議事録を作成し、公表するよう、努めなければならない。（1条の4⑦、14条⑨関係）
- 現在の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職する。（附則2条関係）
※ 政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとする。

5 施行期日 平成27年4月1日

第4期教育振興基本計画の概要（令和5年度～令和9年度）

“教育振興基本計画”とは？

（以下、文部科学省リーフレットより抜粋）

- 平成18年に全面改正された「教育基本法」に基づき、政府が策定する教育に関する総合計画
- 今後5年間の国の教育政策全体の方向性や目標、施策などを定めている。

教育基本法（平成18年法律第120号）（抄）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 平成20年7月に初めての教育振興基本計画を策定し、以降、5年おきに第2期・第3期計画を策定
- 地方公共団体において教育振興基本計画や教育大綱を策定する際には、国の教育振興基本計画を参酌することとされている。

2つのコンセプト

持続可能な社会の創り手の育成

- 将来の予測が困難な時代に、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育てる
- 主体性、リーダーシップ、創造力、課題設定・解決能力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差したウェルビーイングの向上

- 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイングを向上
- 幸福感、学校や地域でのつながり、協働性、利他性、多様性への理解、社会貢献意識、自己肯定感、自己実現等を調和的・一体的に育む

5つの基本的な方針

1 グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

2 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

3 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

4 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

5 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

基本目標3 文化きらめくまちづくり

施策の大綱3-1 教育の振興



確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成に努め、ICT機器の特長を生かしながら、個性と可能性を伸ばす教育を推進するとともに、郷土の歴史や国際社会との関わりを学ぶ機会を充実し、郷土を愛する心と世界で活躍できる国際感覚豊かで、SDGsの趣旨を理解し実践できる人材の育成を図ります。

また、学校・家庭・地域が連携して協力し、今日が楽しく、明日が待ち遠しい学校づくりに取り組むとともに、教育施設の長寿命化対策をはじめ教育環境の整備を計画的に推進し、市民が安全で安心して学べる教育環境の確保を図ります。

さらに、あらゆる世代の人がそれぞれのライフスタイルにあわせて主体的に学ぶことができるよう、多様な学習機会や情報を提供するとともに、幅広い世代の交流や地域活動を通じてリーダーとなる人材の育成や地域課題の解決を図ります。

【基本計画】

施策12 就学前教育の充実

主要施策1 家庭や地域との連携強化

主要施策2 保育所・幼稚園・認定こども園における教育の充実

- ①保・幼・小連携の推進
- ②読書機会の充実

施策13 学校教育の充実

主要施策1 確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成

- ①学力及び体力の向上
- ②豊かな人間性の育成と人権教育の推進
- ③安全・安心な学校給食の提供

主要施策2 郷土を愛する心と世界に通用する人材の育成

- ①郷土を愛する心の育成
- ②世界で活躍する人材の育成

主要施策3 個性を生かし可能性を伸ばす教育の推進

- ①児童生徒の主体性を育む教育の推進
- ②特別支援教育の充実

主要施策4 子どもと向き合う教育環境づくり

- ①生徒指導の充実
- ②安全・安心な学校づくりの充実
- ③これからの学校経営の在り方の検討
- ④不登校への対応

主要施策5 学校施設・設備・環境の充実

- ①学校施設・設備の充実
- ②通学環境の確保

＜進捗状況＞

項目	単位	現況		実績値					目標値 (R8)	進捗 状況	進捗 状況
				R4	R5	R6	R7	R8			
ブックスタート配本率	%	91.9	R2	98.2	97.3				100.0	B	B
全国学力・学習状況調査の結果（小学校）	ポイント	全国平均正 答率より +1.0	R1	全国平均正 答率より -2.7	全国平均正 答率より -4.0				全国平均 正答率より +1.5	D	D
全国学力・学習状況調査の結果（中学校）	ポイント	全国平均正 答率より -4.0	R1	全国平均正 答率より -2.6	全国平均正 答率より -4.3				全国平均 正答率より +1.5	B	D
全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果（小学校）	点	全国平均点 より 男 -0.3 女 +0.2	R1	全国平均点 より 男 +0.2 女 -0.3	全国平均点 より 男 +1.1 女 +0.2				全国平均 以上	C	A
全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果（中学校）	点	全国平均点 より 男 -1.8 女 -2.3	R1	全国平均点 より 男 -2.6 女 -1.4	全国平均点 より 男 -0.6 女 +2.0				全国平均 以上	B	B
学校給食への大洲産食材使用率	%	61.6	R2	68.9	61.5				77.0	B	C

【基本計画】

施策14 社会教育の充実

主要施策1 青少年の健全育成

主要施策2 社会教育事業の推進

①多様な学習機会の充実

②公民館・図書館・視聴覚センター事業の推進

主要施策3 社会教育施設・設備の充実

＜進捗状況＞

項目	単位	現況		実績値					目標値 (R8)	進捗 状況	進捗 状況
				R4	R5	R6	R7	R8			
スマートフォン使用統一ルール（保護者用3か条）平均実践率	%	30	R2	30	60				70	C	B
公民館年間利用者数	人/年	148,857	R1	86,529	97,171				129,000	D	D
図書館年間利用者数	人/年	104,205	R1	94,363	97,217				108,000	D	D

施策の大綱3-2 文化・芸術・スポーツの振興



本市の歴史や風土の中で育んできた文化や文化財、芸術を受け継ぎ、伝承していくとともに、その魅力を発信・活用し、文化・芸術に親しむ機会の創出や地域文化の創造につなげていきます。

また、スポーツイベントやスポーツ施設の充実に努めるとともに、生涯にわたりスポーツに親しむ機会を提供し、健康寿命の延伸に取り組むことにより市民の心身の健康維持・向上を図ります。

これらの取組を通じて、歴史や文化、スポーツを活かした個性ある地域づくりを目指します。

【基本計画】

施策15 文化・芸術・スポーツの振興

主要施策1 文化・芸術の振興

- ①文化・芸術活動の推進
- ②文化財の調査と保存・活用
- ③文化事業の推進と文化施設などの維持・更新

主要施策2 スポーツの振興と健康・体力づくりの推進

- ①地域スポーツの充実とスポーツ団体・指導者の育成
- ②社会体育施設の整備充実
- ③プロスポーツを活用した地域振興



＜進捗状況＞

項目	単位	現況		実績値					目標値 (R8)	R4	R5
				R4	R5	R6	R7	R8		進捗 状況	進捗 状況
文化イベント来場者数	人/年	3,675	R1	1,678	1,550				4,500	D	D
博物館・資料館年間利用者数	人/年	3,955	R1	5,267	4,219				6,000	B	B
スポーツ少年団認定指導者数	人	90	R2	75	64				90	D	D
大洲市総合体育館利用者数	人/年	86,958	R1	60,777	69,141				96,000	D	D
八幡浜・大洲地区運動公園利用者数	人/年	29,150	R1	47,347	45,908				66,000	B	D

大洲市教育大綱と第4期教育振興基本計画の比較

大洲市教育大綱

基本理念

- 1 ふるさと“大洲”を愛する人づくり

基本目標

- 1 未来を拓く子供の育成
- 2 生涯学習の推進と文化・スポーツの振興
- 3 豊かな学びを支える教育環境づくり

第4期教育振興基本計画

コンセプト

- 1 2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成
- 2 日本社会に根差したウェルビーイングの向上

基本的な方針

- 1 グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- 2 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- 3 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- 4 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- 5 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

教育政策の目標

- 1 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成
- 2 豊かな心の育成
- 3 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成
- 4 グローバル社会における人材育成
- 5 イノベーションを担う人材育成
- 6 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成
- 7 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂
- 8 生涯学び、活躍できる環境整備
- 9 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上
- 10 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進
- 11 教育DXの推進・デジタル人材の育成
- 12 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化
- 13 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保
- 14 NPO・企業・地域団体等との連携・協働
- 15 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保
- 16 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ

基本方針・主要施策

1	未来を拓く子供の育成
1	確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成
(1)	学力及び体力の向上
ア	学校の教育力向上推進事業
イ	学校情報教育推進事業（ICT教育の推進）
ウ	体力づくり推進事業
(2)	豊かな人間性の育成と人権・同和教育の推進
ア	道徳教育の推進
イ	人権・同和教育推進事業
(3)	栄養バランスのとれた安全・安心な学校給食の提供
ア	学校給食の充実及び地産地消推進事業
イ	食育推進事業
ウ	衛生管理の徹底と適切な施設の点検整備
エ	モニタリング及び運営委員会による定期的な点検・評価事業
2	郷土を愛する心と世界に通用する人材の育成
(1)	郷土を愛する心の育成
ア	郷土を愛する心の育成推進事業
イ	キャリア教育推進事業
(2)	国際感覚豊かな人材の育成
ア	ALT活用指導充実事業
イ	英語コミュニケーション能力育成事業
ウ	大洲市中学生海外派遣事業
3	個性を生かし可能性を伸ばす教育の推進
(1)	SDGsの理念を取り入れた学習の推進
	主体的・対話的で深い学びの推進
(2)	特別支援教育の充実
	こども家庭センターとの連携強化
2	生涯学習の推進と文化・スポーツの振興
1	生涯学習の推進
(1)	社会教育事業の推進
ア	成人式
イ	大洲市民大学
ウ	科学体験フェスティバルin大洲
エ	社会教育関係団体活動支援事業
オ	自治会活動支援事業
カ	学級講座事業
(2)	図書館・視聴覚センター事業の推進
ア	図書館資料収集整理事業
イ	読書活動推進事業
ウ	視聴覚教育推進事業

基本施策

1	確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成
1	個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実
2	新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施
3	幼児教育の質の向上
4	高等学校教育改革
5	全国学力・学習状況調査の実施・分析・活用
6	大学入学者選抜改革
7	学修者本位の教育の推進
8	文理横断・文理融合教育の推進
9	キャリア教育・職業教育の充実
10	学校段階間・学校と社会の接続の推進
2	豊かな心の育成
1	子供の権利利益の擁護
2	主観的ウェルビーイングの向上
3	道徳教育の推進
4	発達支持的生徒指導の推進
5	いじめ等への対応、人権教育の推進
6	児童生徒の自殺対策の推進
7	生命（いのち）の安全教育の推進
8	体験活動・交流活動の充実
9	読書活動の充実
10	伝統や文化等に関する教育の推進
11	青少年の健全育成
12	文化芸術による子供の豊かな心の育成
3	健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成
1	学校保健、学校給食・食育の充実
2	生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化
3	運動部活動改革の推進と身近な地域における子供のスポーツ環境の整備充実
4	アスリートの発掘・育成支援
5	体育・スポーツ施設の整備充実
6	スポーツ実施者の安全・安心の確保
7	スポーツを通じた健康増進
8	スポーツを通じた共生社会の実現・障害者スポーツの振興
4	グローバル社会における人材育成
1	日本人学生・生徒の海外留学の推進
2	外国人留学生の受入れの推進
3	高等学校・高等専門学校・大学等の国際化
4	外国語教育の充実
5	国際教育協力と日本型教育の海外展開
6	在外教育施設における教育の振興
7	芸術家等の文化芸術の担い手の育成

基本方針・主要施策

2 文化・芸術の振興

(1) 文化・芸術活動の推進

- ア 親と子のコンサート事業
- イ 文化・芸術団体活動支援事業
- ウ 新・大洲市史編纂事業

(2) 文化財の保存と活用

- ア 文化財保存活用及び顕彰事業
- イ 民俗芸能保存団体活動支援事業

(3) 文化財調査の実施

- ア 指定文化財見直し事業
- イ 市内遺跡確認調査事業
- ウ 市内絵馬調査事業
- エ 郷土の先哲顕彰事業

(4) 博物館事業の推進

- ア 資料収集整理事業
- イ 展示活動事業
- ウ 教育活動事業
- エ 博物館等施設再編の検討

3 スポーツの振興と健康・体力づくりの推進

(1) スポーツ振興の総合的かつ計画的な推進

- ア 大洲市スポーツ推進計画見直し事業
- イ 健康寿命延伸事業

(2) スポーツイベントの充実と開催

- ア 大洲市カヌーツーリング駅伝大会
- イ 大洲市駅伝大会
- ウ 大洲市健康マラソン大会

(3) 地域スポーツの推進

- ア 各地区スポーツ・レクリエーション活動充実事業
- イ スポーツ推進委員育成事業
- ウ 体育施設活用事業
- エ 地域スポーツクラブ活動体制整備事業

(4) スポーツ関係団体の育成

- ア スポーツ協会活動事業
- イ スポーツ少年団等活動事業

(5) プロスポーツを活用した地域振興

- 愛媛FC・FC今治・愛媛マンダリンパイレーツ・愛媛オレンジバイキングス等を通じた地域密着型活動支援事業

(6) スポーツを通じた交流の促進

- ア オンラインスポーツ推進事業
- イ 日本スポーツマスターズ2025事業

基本施策

5 イノベーションを担う人材育成

- 1 探究・STEAM教育の充実
- 2 大学院教育改革
- 3 若手研究者・科学技術イノベーションを担う人材育成
- 4 高等専門学校の高度化
- 5 大学・専門学校等における専門人材育成
- 6 理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進
- 7 優れた才能・個性を伸ばす教育の推進
- 8 起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進
- 9 大学の共創拠点化

6 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成

- 1 子供の意見表明
- 2 主権者教育の推進
- 3 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進
- 4 男女共同参画の推進
- 5 消費者教育の推進
- 6 環境教育の推進
- 7 災害復興教育の推進

7 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂

- 1 特別支援教育の推進
- 2 不登校児童生徒への支援の推進
- 3 ヤングケアラーの支援
- 4 子供の貧困対策
- 5 高校中退者等に対する支援
- 6 海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進
- 7 特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援
- 8 大学等における学生支援
- 9 夜間中学の設置・充実
- 10 高等学校定時制課程・通信制課程の質の確保・向上
- 11 高等専修学校における教育の推進
- 12 日本語教育の充実
- 13 教育相談体制の整備
- 14 障害者の生涯学習の推進
- 15 障害者の文化芸術活動の推進

8 生涯学び、活躍できる環境整備

- 1 大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実
- 2 働きながら学べる環境整備
- 3 リカレント教育のための経済支援・情報提供
- 4 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進
- 5 女性活躍に向けたリカレント教育の推進
- 6 高齢者の生涯学習の推進
- 7 リカレント教育の成果の適切な評価・活用
- 8 学習履歴の可視化の促進
- 9 生涯を通じた文化芸術活動の推進

基本方針・主要施策

3	豊かな学びを支える教育環境づくり
1	社会総がかりで取り組む教育環境づくり
(1)	青少年健全育成事業の推進
ア	学校・家庭・地域連携推進事業
イ	市PTA連合会による家庭教育・青少年健全育成事業への支援
ウ	「家族の出番です」通信講座事業
エ	青少年センター運営事業
(2)	子供読書活動の推進
	第3次大洲市子供読書活動推進計画に基づく施策の実施
2	子供と向き合う教育環境づくり
(1)	相談体制の充実
ア	スクールソーシャルワーカー活用事業
イ	ハートなんでも相談員設置事業
ウ	スクールカウンセラー活用事業
エ	教職員メンタルヘルス・個別相談事業
(2)	不登校への対応
	おおずふれあいスクール運営事業
(3)	安全・安心な学校づくりの充実
	防災・安全教育推進事業
(4)	これからの学校経営の在り方の検討
ア	学校運営協議会制度の推進
イ	学校における働き方改革の推進
(5)	被災児童生徒への支援
	心のケア事業
(6)	教職員等の資質・能力の向上
	大洲市教育研究所運営事業
(7)	生徒指導の充実
	いじめ・不登校等対策協議会推進事業
3	安全・安心な教育環境の構築
(1)	学校施設・設備の充実
ア	学校施設長寿命化改修事業
イ	閉校施設除却事業
ウ	児童生徒用木製机椅子整備事業
(2)	社会教育施設・設備の充実
	社会教育施設維持修繕等事業
(3)	社会体育施設・設備の充実
ア	社会体育施設の充実と活用
イ	カヌー拠点施設整備事業
ウ	大洲市総合体育館LED照明整備事業

基本施策

9	学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上
1	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
2	家庭教育支援の充実
3	部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行 に向けた環境の一体的な整備
10	地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進
1	社会教育施設の機能強化
2	社会教育人材の養成・活躍機会拡充
3	地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携
11	教育DXの推進・デジタル人材の育成
1	1人1台端末の活用
2	児童生徒の情報活用能力の育成
3	教師の指導力向上
4	校務DXの推進
5	教育データの標準化
6	基盤的ツールの開発・活用
7	教育データ分析・利活用及び先端技術の利活用
8	デジタル人材育成の推進（高等教育）
9	教育環境のデジタル化の促進（高等教育）
10	社会教育分野のデジタル活用推進
12	指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化
	（初等中等教育段階）
1	学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進
2	教師の養成・採用・研修の一体的改革
3	ICT環境の充実
4	地方教育行政の充実
	（高等教育段階）
5	教育研究の質向上に向けた基盤の確立
6	高等教育機関の連携・統合
13	経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保
1	教育費負担の軽減に向けた経済的支援
2	へき地や過疎地域等における学びの支援
3	災害時における学びの支援
14	NPO・企業・地域団体等との連携・協働
1	NPO等との連携
2	企業等との連携
3	スポーツ・文化芸術団体との連携
4	医療・保健機関との連携
5	福祉機関との連携
6	警察・司法との連携
7	関係省庁との連携
15	安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保
1	学校施設の整備
2	学校における教材等の充実
3	私立学校の教育研究基盤の整備
4	文教施設の官民連携
5	学校安全の推進
16	各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ
1	各ステークホルダー（子供含む）からの意見聴取・対話

大洲市総合教育会議関係要綱等

大洲市総合教育会議運営要綱

(平成27年5月8日 大洲市要綱第99号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき設置する大洲市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(招集)

第2条 市長は、法第1条の4第3項の規定により会議を招集するときは、あらかじめ会議の日時及び場所並びに会議において協議又は調整すべき事項を教育委員会へ通知するものとする。

2 市長は、前項の通知を行ったときは、当該通知に係る事項を大洲市公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載して公表するものとする。

(議事進行)

第3条 会議の議事進行は、市長が行う。

(会議の非公開)

第4条 法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を公開しないこととした場合は、あらかじめ、その旨をホームページに掲載して公表することとする。ただし、会議開会后に公開しないことを決定した場合は、この限りでない。

(議事録)

第5条 市長は、法第1条の4第7項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 開会及び閉会の日時

(2) 出席者の氏名

(3) 協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項

2 市長は、議事録を作成したときは、これをホームページに掲載して公表するものとする。ただし、会議を非公開とした部分について議事録を非公開とする場合は、その理由を明示し、議事要旨を公表するものとする。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、総合政策部企画情報課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月8日から施行する。

附 則（平成31年3月26日大洲市要綱第32号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日大洲市要綱第46号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

大洲市総合教育会議関係要綱等

大洲市総合教育会議傍聴要領

(平成27年5月8日制定)

(趣旨)

第1条 この要領は、大洲市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定める。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）は、大洲市総合教育会議傍聴者名簿（別記様式）に必要事項を記入し、係員の指示に従い、先着順に傍聴席において傍聴するものとする。

(傍聴の制限)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の傍聴を制限し、又は拒むことができる。

- (1) あらかじめ会議を非公開としているとき。
- (2) 傍聴席が満席となったとき。
- (3) 傍聴者が酒気を帯びていると認められるとき。
- (4) 傍聴者が会議の妨げになると認められる器物等を携帯しているとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要であると認めるとき。

(傍聴者の遵守事項)

第4条 傍聴者は、傍聴席において次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談話、拍手その他会議の妨げになるような行為をしないこと。
- (3) 議事に批判を加え、又は賛否を表明する行為をしないこと。
- (4) 飲酒及び喫煙をしないこと。

(5) 携帯電話その他これに類するものの電源を切り、使用しないこと。

(6) 許可なく、撮影、録音等を行わないこと。

(7) 係員の必要な指示に従うこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨げになるような行為をしないこと。

(退場)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該傍聴者に対し退場を命ずることができる。

- (1) 会議を非公開としたとき。
- (2) 傍聴者が前条の規定に違反し、必要な指示に従わないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が必要であると認めるとき。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成27年5月8日から施行する。